

古新田保育所再整備について(素案)

1 目的

「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」では、経年劣化した公立保育所の対応として、建替えや、代替施設として民間認可保育所の整備を調査・検討することを位置づけています。

古新田保育所は経年劣化が進行しており、「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」においても、「今後10年間に建替えが必要な施設」として位置付けがされていることから入所児童の安全・安心を確保するため、建替えを行うものです。

また、定員を増加して待機児童対策に対応するほか、施設の一部を利活用することによって地域交流機能の仕組みを検討していきます。

2 整備方針（再整備コンセプト）

「水と緑、四季折々の自然にふれあう古新田保育所」

- ・古新田保育所のシンボルとなっている「桜の木」を活かす整備。
- ・季節の野菜を育て、自然にふれあう場所「ミニ農園」の整備。

3 整備概要

(1) 定員

定員は、現在の定員を確保しつつ、1～3歳児の増加に対応した定員とし、2歳児以上は、1歳児の定員と同等若しくはそれ以上とする。

新定員（人）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6	15	15	18	18	18	90
現在の定員（人）	3	3	6	16	16	16	60

(2) 施設の規模

建物の面積約1,100㎡、2階建て（※今後、基本設計において決定）

(3) 体験機能

子ども達と季節の野菜を育て、収穫の喜びや旬な野菜を味わう経験をするため、園庭の一部に「ミニ農園」を整備する。野菜等を育てることで、季節の移り変わりを知り、自然と触れ合い、自然の生物に触れ合うことで知的好奇心も刺激される。自然の中で遊ぶこと自体が情操教育となる。

(4) 地域交流機能

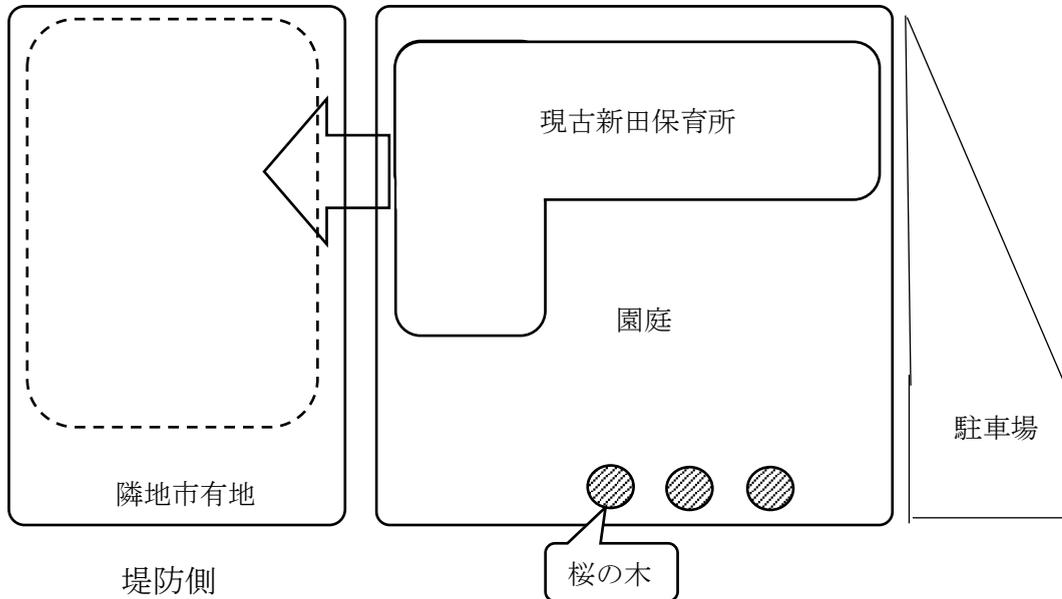
保育所に地域交流機能を持たすとともに、保育所運営が安定した後は、休所日にその一部を地域交流に活用する仕組みを検討する。

交流の仕組みの例	内容例
多目的室の設置 (子育てひろば)	・概ね0～2歳児及びその保護者が交流 ・子育てに関する相談、・イベントの実施等
多目的室の設置 (暫定学童保育所)	・当面は学童保育所として活用（その後は、未就学児又は小学校低学年向けの遊び場に利用）
保育施設の利活用	・保育所運営の安定後は、休所日にホールや園庭を市の事業や地域でのイベント等に活用 ・保育所行事（焼芋大会等）への地域市民の参加

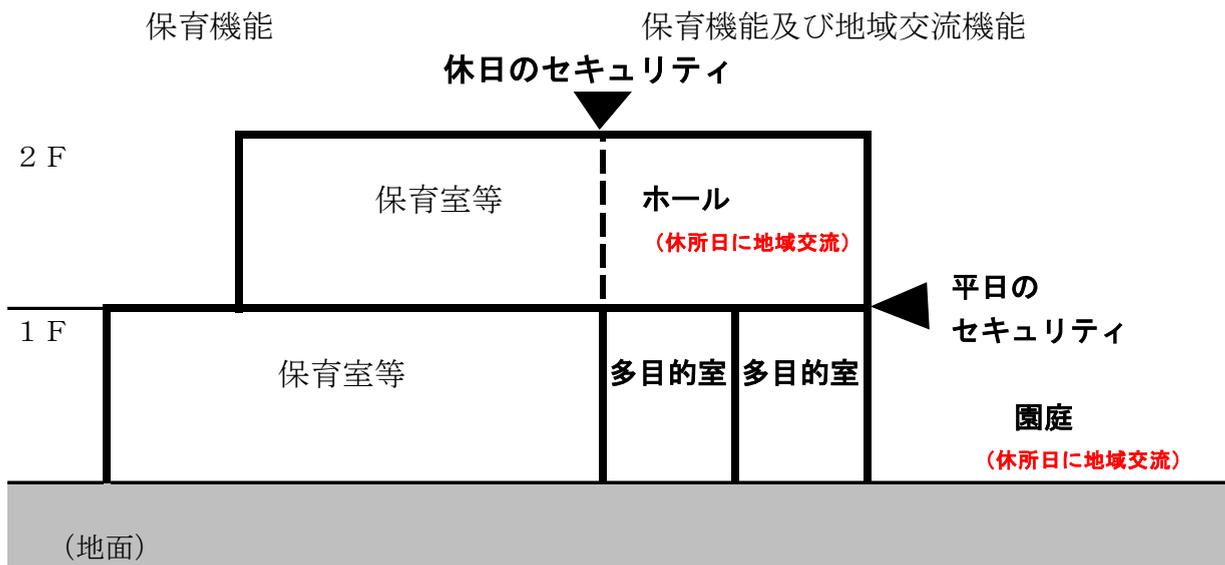
(5) 再整備予定地

古新田保育所の再整備は、安全確保、経済性（仮設が少ない）、古新田保育所の自然（シンボルである桜の木等）を活かす配置などの面から隣接する市有地を活用するとともに、既存の園庭を最大限に有効活用することを検討する。

【整備場所イメージ図】



【施設イメージ図】



(6) 開所予定日

令和7年度中

4 概算事業費

今後、基本設計において積算

5 今後の予定

令和5年度

町会・自治会、保育所利用者などの意見等を確認

令和5～6年度

基本設計・実施設計

令和6～7年度

建設工事

令和7年度中

開所

6 地域への説明及び質問等

(1) 地元の町会・自治会

【期日】 令和5年5月 6日（土）京成南自治会
令和5年5月 7日（日）京成北町会
令和5年5月 9日（火）下大瀬町会
令和5年5月13日（土）西古新田町会
令和5年5月14日（日）古新田東町会

【方法】 役員会に出席して説明

(2) 古新田保育所を利用している保護者

【期間】 令和5年5月15日（月）から5月26日（金）まで

【方法】 古新田保育所を利用している保護者全員に通知でお知らせし、質問等がある場合は、メールまたは書面にて受付

(3) 主な質問

- ① 駅から離れているこの地域でも、再整備で定員を増やす必要があるのか。
⇒ 古新田保育所の近隣に、137棟の開発が進められており、子育て世帯の入居が予想される。
- ② 送迎の保護者が路上駐車しないよう駐車場を整備してほしい。
⇒ 近隣に迷惑を掛けないよう駐車場台数を増やす予定である。
- ③ 古新田保育所の運営は、公営と民営のどちらになるのか。
⇒ 市の公立保育所として整備するので、公営で検討している。
- ④ 工事期間中、現保育所に子どもを預けることはできるのか。
⇒ 隣接する土地に、新たな園舎を建設予定のため、現園舎で保育可能である。
- ⑤ 近隣の町会が集まる防災等の会議にホールを利用させてほしい。
⇒ 検討させていただく。

7 パブリックコメントの実施

【期間】 令和5年6月15日（木）から7月14日（金）まで

【方法】 本計画（素案）を、市役所、市内公共施設、市ホームページにて公表

<パブリックコメントとは>

市の計画等を決定する際に、その案を市ホームページなどで広く市民に周知し、見直し案に反映することができるか検討するとともに、提出された意見に対し、市の考えと検討結果を公表する制度